

第1章 総 則

第1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第 186号）第7条の規定に基づく消防同意に係る審査並びに消防用設備等及び駿東伊豆消防組合火災予防条例（平成28年条例第39号）の規定に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

第2 用語

- 1 「法」とは、消防法をいう。
- 2 「令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 「規則」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 「条例」とは、駿東伊豆消防組合火災予防条例をいう。
- 5 「条例規則」とは、駿東伊豆消防組合火災予防条例施行規則（平成28年規則第39号）をいう。
- 6 「告示」とは、消防庁告示をいう。
- 7 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第 201号）をいう。
- 8 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）をいう。
- 9 「通常用いられる消防用設備等」とは、法第17条第1項の関係者が、令第10条から令第29条の3までの規定により設置し、及び維持しなければならない同項に規定する消防用設備等をいう。
- 10 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」とは、法第17条第1項の関係者が、通常用いられる消防用設備等に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認めるものをいう。
- 11 「J I S」とは、日本産業規格をいう。
- 12 「主要構造部」とは、建基法第2条第5号に規定するものをいう。
- 13 「耐火建築物」とは、建基法第2条第9号の2に規定するものをいう。
- 14 「準耐火建築物」とは、建基法第2条第9号の3に規定するものをいう。
- 15 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 16 「準耐火構造」とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 17 「防火構造」とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 18 「防火設備」とは、建基法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。
- 19 「特定防火設備」とは、建基令第 112条第1項に規定するものをいう。

- 20 「防火戸」とは、建基令第109条第1項に規定するものをいう。
- 21 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 22 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- 23 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 24 「認定品」とは、規則第31条の4に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。
- 25 「避難階段」とは、建基令第123条第1項及び第2項に規定するものをいう。
- 26 「屋外避難階段」とは、建基令第123条第2項に規定するものをいう。
- 27 「特別避難階段」とは、建基令第123条第3項に規定するものをいう。
- 28 「特定防火対象物」とは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物をいう。
- 29 「非特定防火対象物」とは、令別表第1に掲げる防火対象物のうち、特定防火対象物以外の防火対象物をいう。
- 30 「特定用途」とは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途をいう。
- 31 「無窓階」とは、建築物の地上階のうち、規則第5条の5で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。
- 32 「受託評価品」とは、法第21条の2第1項に規定する検定対象機械器具及び認定品以外の消防の用に供する機械器具等のうち、日本消防検定協会が定める技術基準に適合しているものをいう。

第3 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱い等の法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の規模、用途等の特性に応じた安全対策の向上を図るために付加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項（基準内では●で表示）については、防火対象物の安全対策の向上のために定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者）、設計者、施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまでも関係者等の任意の協力により実現されるものであることを前提としなければならない。そのため、職員は関係者等に、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事事故事例、技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得て初めて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該指導事項については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないように留意する必要がある。

第4 基準の適用範囲

- 1 この基準は、令和7年4月1日から適用するものとする。
- 2 この基準適用の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物については、この基準にかかわらず、なお従前の例によるものとする。